

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	今崎 (今崎町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今崎町は、1ha程度の兼業農家を中心に農地が守られてきた。ほとんどの農地は10a程度と小規模で、集落内農家の規模拡大は進まなかった。20年程前、15戸程度いた稲作農家は、高齢化が進み現在は6戸となっている。すべての農家は60歳以上で、今後は農地を手放す方向と考えられる。
年々耕作放棄農地や自己保全農地が増えていく中、近年、集落出身の建設業者が設立した株式会社あーむが耕作放棄農地や農業を止める農家の農地を購入する形で農地の集積がすすんでおり、しばらく同様の状態が続くと考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ここ数年は、6戸の農家により稲作は継続していくものの、集落内の農家戸数、作付面積は徐々に減っていくものと考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	14.1 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 (株)むこうふあーむに農地が集まる部分は集積、集約化が進むが、他の農地は中心となる担い手がないため集積、集約は難しいと考えられる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 活用予定はない。
(3) 基盤整備事業への取組方針 国や県事業を活用した基盤整備事業への取り組みはない。 (株)むこうふあーむ が集積した農地は、自己施行による大区画化への整備が進むと考えられる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 新たな経営体の確保・育成の予定はない。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 具体的な取り組みはない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				